

「三重県ひきこもり支援推進計画」最終案について

～誰もが自分らしい生き方を選択できる社会の再構築（リ・デザイン）をめざして～

1 計画策定の経緯

「三重県ひきこもり支援推進計画」は、令和3年12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会において中間案に対するご意見をいただいた後、パブリックコメントを実施したところです。

今後、パブリックコメントの結果および「三重県ひきこもり支援推進委員会」等の議論をふまえ、最終案をとりまとめます。（別冊のとおり）

2 パブリックコメントの結果

(1) 意見募集期間 令和3年12月18日（土）から令和4年1月17日（月）まで

(2) 意見数 150件（個人：1、市町：5、支援機関：7、民間支援団体：3）

(3) 対応状況

対応区分	件数
① 反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	27
② 反映済 意見や提案内容が既に反映されているもの	17
③ 参考にする 最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	32
④ 反映は難しい 反映または参考にさせていただくことが難しいもの	66
⑤ その他 (1)～(4)に該当しないもの	8

3 中間案からの主な変更・追加

<パブリックコメント反映分>

(1) 計画の支援対象者の追加（別冊 P2）

計画の支援対象者について、年齢制限がないほうがよいのではないかなど、複数の意見をいただきました。そこで、不登校等により学校との関わりが希薄となり、社会的自立が困難な状況でひきこもり状態につながる方が懸念される方（15歳未満の方を含む）、今は支援を必要としないが、親亡き後等近い将来生活に支障が生じることが懸念される方等、「潜在的な当事者」への早期対応が重要であることから、支援対象者に「支援が必要になると予想される方」を追加しました。

(2) 県の実態調査結果のグラフの追加 (別冊 P 5~30)

県が実施したひきこもりに関するアンケート調査結果について、説明文だけでなく、表やグラフなどで表記するとより理解しやすいなど、複数の意見がありました。そこで、視覚的にも理解していただけるよう、グラフを追加しました。

(3) 取組方向の表現の見直し (別冊 P 45、50)

ひきこもり当事者＝支援すべき存在であるという視点が強いように感じるとの意見がありました。そこで、ひきこもり当事者を「支援すべき存在」としてとらえるだけでなく、社会で「活躍する存在」としてとらえ、当事者が社会の中でこれまでの経験や強みを生かし、自分の役割をもちながら活躍できる環境づくりを進めていく必要があることから、「第4章 取組方向」の「5 社会参加支援」を「5 社会参加・活躍支援」に変更し、具体的な取組方向の表現を見直しました。

(4) 「第5章 計画の推進」の構成の見直し (別冊 P 52~57)

計画の推進について、県が責任をもって推進していく意思表示をした方がよいとの意見をいただきました。そこで、いただいたご意見を参考に、計画の推進に対する県の姿勢を最初に示す必要があることから、章立ての並び替えを行いました。

<その他>

(1) 医療機関との連携 (別冊 P 38、55)

ひきこもり当事者が心身や歯・口腔の不調により医療機関で受診する際に必要な支援につなげられるよう、医師会、歯科医師会を通じて医療機関との連携を一層図っていく必要があることから、精神科病院のみならず、病院、診療所、歯科診療所との連携について、記述を追加しました。

(2) 目標値の設定 (別冊 P 56)

「計画全体の目標」について、令和6年度の目標値の設定を行いました。

目標項目	現状値	令和6年度
「ひきこもりに関する理解が進んだ」と感じる県民の割合	—	70%
「ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が進んでいる」と考える相談支援機関の割合	—	70%

4 今後の予定

- 令和4年 2月16日 三重県ひきこもり支援推進委員会
3月15日 医療保健子ども福祉病院常任委員会
計画の策定、公表
市町、関係機関、民間支援団体等へ周知
4月～ 計画に基づく施策の推進
計画の進行管理
（「三重県ひきこもり支援推進委員会」および
「三重県ひきこもり対策検討会議」の開催等）